

ことしの税額はいくら

市民税・県民税の計算例

令和5年中の給与収入が500万円(他に収入はない)
無収入の妻と子2人(17歳と13歳)を扶養
社会保険料50万円

の場合、
令和6年度の市民税・県民税は・・・

給与収入5,000,000円

①給与収入から給与所得控除額を差し引く。(注)

給与所得控除後の金額 3,560,000円	給与所得控除額 1,440,000円
--------------------------	-----------------------

②所得控除の合計額を差し引く。

1,970,000円	所得控除の合計額 1,590,000円
------------	------------------------

配偶者控除 一般扶養控除	33万円 33万円	社会保険料控除 基礎控除	50万円 43万円
-----------------	--------------	-----------------	--------------

③市民税・県民税それぞれの税率で所得割額を計算する。

課税所得金額 1,970,000円	×8%=157,600円→市民税の所得割		[A]
	×2%=39,400円→県民税の所得割		[B]

④調整控除額を計算する。 ※「P54」参照

市民税	150,000円×4%=6,000円		[C]
県民税	150,000円×1%=1,500円		[D]

⑤市民税・県民税それぞれの所得割から調整控除額を差し引き、均等割を加える。

市民税 157,600円([A])－6,000円([C])＋3,000円(均等割)=154,600円

県民税 39,400円([B])－1,500円([D])＋1,400円(均等割)=39,300円

令和6年度の市民税・県民税=154,600円＋39,300円＋1,000円(森林環境税)=194,900円

(注)給与所得控除額は、給与所得者の必要経費に相当するものです。

給与所得の金額は、給与収入から給与所得控除額を差し引いたものですが、実際には、所得税法別表第五により、給与収入の金額に応じて求めることとされています。

※所得割と均等割については「P53」参照

市民税・県民税と所得税の税率及び主な所得控除等

▼市民税・県民税の税率

【所得割】

市民税	県民税
8%	2%

【均等割】

市民税	県民税
3,000円	1,400円

※所得割は、指定都市以外の市では、市民税6%、県民税4%

※県民税均等割1,400円のうち400円は、「森林づくり県民税」としていただくものです。

(「森林づくり県民税」については「P3」参照)

※令和6年度から、均等割と合わせて国税である森林環境税(1,000円)が課税されます。

▼所得税の税率

課税所得金額	税率	速算控除額
1,949,000円まで	5%	—
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上	45%	4,796,000円

※令和19年までの各年分については、復興特別所得税(原則として、その年分の所得税額の2.1%)をあわせて申告・納付する必要があります。

▼市民税・県民税と所得税の主な所得控除の比較

区分		市民税・県民税	所得税(注1)	控除額の差
配偶者 控 除	一般(70歳未満の配偶者) 【納税義務者の所得金額の合計額が900万円以下のとき】	330,000円	380,000円	50,000円
	一般(70歳未満の配偶者) 【納税義務者の所得金額の合計額が900万円超950万円以下のとき】	220,000円	260,000円	40,000円
	一般(70歳未満の配偶者) 【納税義務者の所得金額の合計額が950万円超1,000万円以下のとき】	110,000円	130,000円	20,000円
	老人(70歳以上の配偶者) 【納税義務者の所得金額の合計額が900万円以下のとき】	380,000円	480,000円	100,000円
	老人(70歳以上の配偶者) 【納税義務者の所得金額の合計額が900万円超950万円以下のとき】	260,000円	320,000円	60,000円
	老人(70歳以上の配偶者) 【納税義務者の所得金額の合計額が950万円超1,000万円以下のとき】	130,000円	160,000円	30,000円

扶 養 控 除	所納税者と同一生計で合計所得金額が48万円以下	一般(16歳以上19歳未満の親族を含む)	330,000円	380,000円	50,000円
		特定(19歳以上23歳未満の親族)	450,000円	630,000円	180,000円
		老人(70歳以上で同居老親にあたらな い親族)	380,000円	480,000円	100,000円
		同居老親(70歳以上の同居する父母、 祖父母等の直系尊族)	450,000円	580,000円	130,000円
		年少扶養(16歳未満)	0円	0円	0円
障 害 者 控 除		一般(特別障害者以外の障害者)	260,000円	270,000円	10,000円
		特別(身障手帳1・2級、療育手帳A 他の重度障害者)	300,000円	400,000円	100,000円
		配偶者又は扶養親族が同居する特別障害者 (同居特別障害者)	530,000円	750,000円	220,000円
寡 婦 控 除		合計所得金額が500万円以下で、次の要件 に当てはまる者(事実上婚姻関係と同様の事 情にあると認められる者がいる者を除く。) (1)夫と離別し、その後婚姻をしていない者で 扶養親族のいる者(ひとり親に該当する者を 除く。) (2)夫と死別し、その後婚姻していない者又は 夫の生死が明らかでない一定の者	260,000円	270,000円	10,000円
ひとり親 控 除		合計所得金額が500万円以下の単身者で、前 年の総所得金額等が48万円以下の生計を一 にする子がいる者(事実上婚姻関係控除と同 様の事情にあると認められる者がいる者を除 く。)	300,000円	350,000円	50,000円
勤労学生 控 除		納税者が学生で合計所得金額が75万円以 下(うち自己の勤労によらない所得が10万 円以下)の者	260,000円	270,000円	10,000円
配 偶 者 特別控除		納税者の合計所得金額が1,000万円以下で 配偶者の合計所得金額が48万円(給与特別 控除収入103万円)を超え、133万円(給与収 入201万円)以下	(上限) 330,000円	(上限) 380,000円	(上限) ^(注2) 50,000円
基 礎 控 除			430,000円	480,000円	50,000円

(注1) 所得税については、令和5年分の税率及び控除額。ただし、この額は法改正により修正される場合があります。

(注2) 調整控除の計算の際には、配偶者の合計所得金額が48万円超50万円未満の場合は2～5万円、50万円以上55万円未満の場合は1～3万円、その他の場合は0円となります。

▼調整控除

市民税・県民税と所得税では、扶養控除などの人的控除額に差があり税源移譲による負担増を調整するため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて市民税・県民税を減額するものです。なお、合計所得金額が2,500万円を超える場合は調整控除が適用されません。(控除額の差については「P53」参照)

- 非課税限度額以下の所得の人
令和5年中の合計所得金額が、
31万5,000円(同一生計配偶者+扶養親族+1)+10万円+18万9,000円
を超えない人。ただし、18万9,000円は、同一生計配偶者又は扶養親族のいる人のみ加算します。

令和7年度の市民税・県民税の申告

令和7年度の市民税・県民税の申告書の提出期限は令和7年3月17日です。

【申告しなければならない人】

●給与所得者(会社員)の場合

①給与以外に所得のある人(外交員報酬、講演料、原稿料、地代、家賃、配当、年金など)

※所得税では、給与所得以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税では、源泉徴収の制度がとられていないこと等から、それらの所得についても給与所得と合わせて申告する必要があります。

②勤務先から静岡市へ給与支払報告書が提出されない人

●公的年金等(老齢厚生、老齢基礎、退職共済など)所得者の場合

確定申告をしていない方で、

①公的年金等以外の所得のある人(外交員報酬、講演料、原稿料、地代、家賃など)

※所得税では、公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税では、源泉徴収の制度がとられていないこと等から、それらの所得についても公的年金所得と合わせて申告する必要があります。

②公的年金等の源泉徴収票に記載されている以外に所得控除(医療費控除、社会保険料控除等)があり追加・訂正をする場合

●上記以外の場合

非課税限度額を超える所得がある人

※所得税の確定申告をした場合、確定申告書は市民税・県民税の申告書を兼ねているので、新たに市民税・県民税の申告をする必要はありませんが、税金のかかる所得の下限が所得税よりも低いことなどにより、所得税がかからない人でも、市民税・県民税はかかる場合があります。そのため、所得税の確定申告は必要なくても、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。

令和6年度の軽自動車税(種別割)

▼原動機付自転車、軽二輪車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の税率

車 種		税率(年額)
原 動 機 付 自 転 車	排気量50cc又は0.6kw以下 (特定小型原動機付き自転車を含み、ミニカーを除く)	2,000円
	排気量90cc又は0.8kw以下	2,000円
	排気量125cc又は1.0kw以下	2,400円
	ミニカー(排気量50cc又は0.6kw以下)	3,700円
軽 二 輪 車	排気量125cc超～250cc以下 (被けん引車含む)	3,600円
小 型 特 殊 自 動 車	農耕用35km/h 未満	2,400円
	特殊作業用15km/h以下	5,900円
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円

▼三輪車、四輪車の税率

車 種 (排気量660cc以下)			税 率(年額)		
			最初の新規検査から(新車登録)の時期		
			H23.3.31まで	H23.4.1から H27.3.31まで	H27.4.1以降
			最初の新規検査から 13年を経過した車両 には「経年重課」が適 用されます※	「経年重課」に該当す るまでの間は、 H27年度までの税率 が引き続き適用され ます。	グリーン化特例(1年 限り)が適用されない 車両に適用されます。
三 輪 車			4,600円	3,100円	3,900円
四 輪 車	乗 用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円
		自家用	12,900円	7,200円	10,800円
	貨 物	営業用	4,500円	3,000円	3,800円
		自家用	6,000円	4,000円	5,000円

※ただし、電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電力併用の軽自動車及び被けん引車は除きます。

▼グリーン化特例

下記の①～③の環境性能を有し、令和5年度に最初の新規検査をした車両は、令和6年度に限り、軽課税率が適用されます。

車種区分 (排気量660cc以下)			税率(年額)		
			電気自動車等または燃費基準等による区分		
			①電気自動車等 (税額を概ね75%軽減)	②燃費基準等 (税額を概ね50%軽減)	③燃費基準等 (税額を概ね25%軽減)
三輪車			1,000円		
四輪車	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円		
	貨物	営業用	1,000円		
		自家用	1,300円		

※②、③は、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする営業用軽自動車で乗用のものに限り、
※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の「備考欄」をご確認ください。

①電気軽自動車

天然ガス軽自動車 (平成30年排出ガス規制に適合するもの)

天然ガス軽自動車 (平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素化合物の排出量が少ないもの)

②平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上かつ令和2年度燃費基準達成車

平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上かつ令和2年度燃費基準達成車

③平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上かつ令和2年度燃費基準達成車

平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上かつ令和2年度燃費基準達成車

令和6年度の軽自動車税(環境性能割)

軽自動車税環境性能割の税率は燃費達成基準達成度等に応じて決定し、新車、中古車を問わず、取得価格に下記の税率を乗じた額が税額になります。

【乗用車に係るもの】

【令和7年3月31日まで】

種 別			税 率	
			自家用	営業用
3 輪 以 上 の 軽 自 動 車	電 気 軽 自 動 車 等 注1		非課税	非課税
	ガソリン車・ ハイブリッド車 注2	令和12年度 燃費基準	80%達成車 注3	非課税
			70%達成車 注3	1%
			60%達成車 注3	2%
	上記要件に該当しない車両		2%	2%

【貨物車に係るもの】

種 別				税 率	
				自家用	営業用
3 輪 以 上 の 軽 自 動 車	電 気 軽 自 動 車 等 注1			非課税	非課税
	ガソリン車・ ハイブリッド車 注2	令和4年度 燃費基準	105%達成車	非課税	非課税
			達成車	1%	0.5%
			95%達成車	2%	1%
	上記要件に該当しない車両			2%	2%

注1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス基準10%低減又は平成30年排出ガス基準達成車に限る。)をいいます。

注2 平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

注3 令和2年度燃費基準達成車に限ります。

固定資産税の計算例

▼土地 200㎡の住宅用地の場合

令和5年度の課税標準額	3,800,000円	} のとき
令和6年度の評価額	32,000,000円	

【税額の計算】

- ①令和6年度の本来の課税標準額(評価額×1/6)を算出します。
 $32,000,000円 \times 1/6 = 5,333,333円$
- ②「令和5年度の課税標準額」の「令和6年度の本来の課税標準額」に対する割合を求めます。
 $3,800,000円 / 5,333,333円 \approx 71.2\%$

前年度の課税標準額が、今年度の本来の課税標準額の100%未満の場合、本来の課税標準額の100%に達するまで、本来の課税標準額の5%相当額ずつ課税標準額を引き上げます。ただし、上記より計算した課税標準額が、今年度の本来の課税標準額の20%を下回る場合には、本来の課税標準額の20%とします。

- ③②の割合が100%未満であるため、「令和5年度の課税標準額」に「令和6年度本来の課税標準額」の5%を加えます。
 $3,800,000円 + (5,333,333円 \times 5\%) = 4,066,000円$ (千円未満切捨て)
※課税標準額の端数処理は、実際にはすべての固定資産の課税標準額を合算した後の額によって行われます。
- ④令和6年度の固定資産税額
 $4,066,000円 \times 1.4\% = 56,900円$ (百円未満切捨て)

▼家屋 新築の木造二階建の住宅を建てた場合

建築時期 令和5年8月

床面積 130㎡

令和6年度価格 13,000,000円……………①

(価格は面積のほか、建物の間取り、仕上げ等により変わります)

のとき

【税額の計算】

$$\textcircled{1} \times 1.4\%(\text{税率}) = 182,000\text{円} \dots\dots\dots \textcircled{2}$$

(新築住宅の減額)

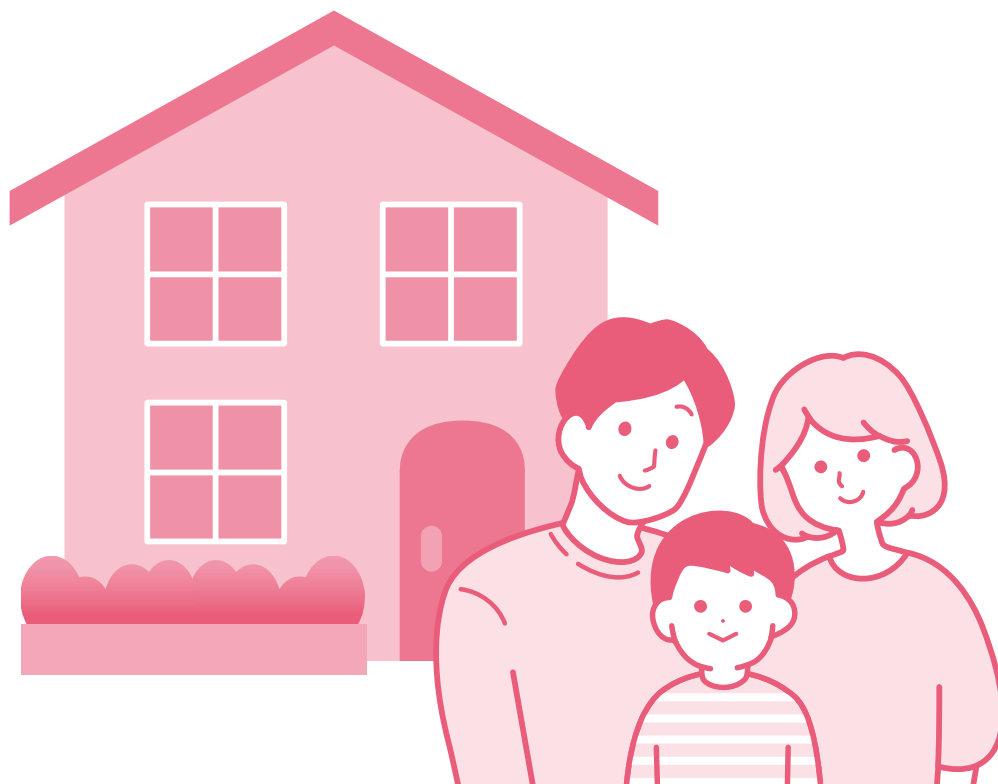
$$\textcircled{1} \times \frac{120}{130} \times 1.4\% \times \frac{1}{2} = 84,000\text{円} \dots\dots\dots \textcircled{3}$$

(税率)

(令和6年度の固定資産税額)

$$\textcircled{2} - \textcircled{3} = 98,000\text{円}$$

※一定の要件に適合する場合、新築後の一定期間、120㎡相当分までの固定資産税額が1/2減額されます。(「P17 (Q&A⑫新築4年目に急に固定資産税が上がったのは)」参照)



▼償却資産

取得資産	舗装路面（コンクリート敷）（耐用年数15年※）	} を取得したとき
取得時期	令和5年9月	
取得価額	2,700,000円	

【税額の計算】

取得価額×(1－耐用年数に応ずる減価率／2)＝評価額

2,700,000円×(1－0.142／2)＝2,508,300円

(課税標準額) 2,508,000円(千円未満切捨て)

※課税標準額の端数処理は、実際にはすべての償却資産の課税標準額を合算した後の額によって行われます。

(固定資産税額) 2,508,000円×1.4%_(税率)≒35,100円(百円未満切捨て)

令和4年以前に取得した資産の評価額の計算方法は、
前年度評価額×(1－耐用年数に応ずる減価率)＝評価額

※償却資産の耐用年数は、一部例外を除き、減価償却資産の耐用年数に関する省令によるものとされています。